資料3-1

若年層を対象とした性的な暴力に関する対応について

平成２９年４月２８日

文部科学省
MEXT
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「ＪＫビジネス」問題等に関する緊急対策

平成29年3月31日　いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「ＪＫビジネス」問題等に関する関係府省対策会議決定　（文部科学省関係）

２ 具体的な取り組み

（２）被害防止のための教育・啓発の強化

①様々な機会や媒体を活用した広報・啓発の充実

・各府省や関係機関等のホームページ、ＳＮＳを始めとした各種広報媒体や政府広報を活用し、アダルトビデオ出演強要問題や「ＪＫビジネス」に関する被害防止のための広報・啓発を実施する。（内閣府、警察庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省）

（３）相談体制の充実

②関係機関等への協力の呼びかけ

・関係機関、都道府県等に対し、国と協力して、それぞれの機関等において取組を実施するよう、呼びかける。特に、東京都下においては都所管の相談機関において適切な対応がとられるよう、必要な支援、助言等を行う。（内閣府、警察庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省）

２８文科生第９２９号
平成２９年３月２４日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各　都　道　府　県　知　事
学校設置会社を所管する構造改革特別区域法
第12条第１項の認定を受けた各地方公共団体の長　殿
各　国　公　私　立　大　学　長
各　公　私　立　短　期　大　学　長
各国公私立高等専門学校長

文部科学省生涯学習政策局長
有　松　育　子

（印影印刷）

文部科学省初等中等教育局長
藤　原　　誠

（印影印刷）

文部科学省高等教育局長
常　盤　　豊

（印影印刷）

いわゆる「JK ビジネス」及びアダルトビデオ出演強要の問題等の若年層を対象とした性的な暴力の現状と課題への対応について（依頼）

男女共同参画の推進にあたっては、日頃より御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

女性に対する暴力に関する専門調査会において、若年女性を対象とした性的な暴力についての議論が行われ、本年３月１４日に若年層を対象とした性的な暴力の現状と課題～いわゆる「ＪＫビジネス」及びアダルトビデオ出演強要の問題について～の報告書が公表されました。女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、その予防と被害からの回復のための取り組みを推進し、暴力の根絶を図ることは男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

報告書においては、特に最近の大きな問題として「ＪＫビジネス」とアダルトビデオへの出演強要の問題を取り上げ、これらの問題の危険性を強調して予防をはじめとした取り組みを要請しております。

４月は、新入生の入学の時期であり、新しい環境の中で１０代２０代の若年層が性的な暴力の被害に遭う危険性の高いと考えられる時期です。この時期をとらえて、特に新入生に対して性的な暴力の被害を予防する観点から入学ガイダンスなどの機会に十分に注意喚起を行うなど必要な指導を行うようお願いいたします。

あわせて、警察や法テラスをはじめとした関係機関の相談窓口を周知することを含め、学校の相談窓口等における性的な被害に関係する相談への対応を充実するとともに、被害の未然防止及び被害を受けてしまった場合の回復のための取り組みを進めていただきたく、お願いいたします。

また、このことについて、各都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校（専修学校・各種学校を含む）及び域内の市町村教育委員会等に対して、各都道府県知事におかれては、所管の私立学校に対して、各国公私立大学長・各公私立短期大学長におかれては、学内及び設置する付属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第１項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校設置会社に対して御周知くださるようお願いいたします。

（付属資料）

別添１．若年層を対象とした性的な暴力の現状と課題～いわゆる「ＪＫビジネス」及びアダルトビデオ出演強要の問題について～
（平成２９年３月男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会）

（担当）
文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課
市川、福島
電話：03-5253-4111（内線：3268）
Mail：danjo@mext.go.jp

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
竹田、舛金
電話：03-5253-4111（内線：2905）
Mail：s-sidou2@mext.go.jp

文部科学省高等教育局学生・留学生課
庄司、伴
電話：03-5253-4111（内線：2519）
Mail：gakushi@mext.go.jp

「若年層を対象とした性的な暴力の現状と課題」
～いわゆる「JKビジネス」及びアダルトビデオ出演強要の問題について～
（平成29年3月　男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会）

背 景

近年、若年層の女性が、いわゆる「JKビジネス」で働き、性的な暴力等の被害に遭う問題や本人の意に反して、いわゆるアダルトビデオへの出演を強要される問題などが発生

⇒ **若年層の女性を狙った性的な暴力の問題は深刻な状況**

政府の対応

○男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について（平成28年5月男女共同参画会議決定）

○女性活躍加速のための重点方針2016 （平成28年5月すべての女性が輝く社会づくり本部決定）

⇒ **児童の性に着目した新たな形態の営業など、若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえ、その実態把握に取り組む**とともに、若年層に対する啓発活動、教育・学習の充実を図る。

女性に対する暴力に関する専門調査会における検討状況

○平成28年6月以降、計4回、民間団体、有識者、地方公共団体、関係省庁からヒアリングを実施。

【民間団体】 一般社団法人Colabo、特定非営利活動法人Bondプロジェクト、認定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ（HRN）、ポルノ被害と性暴力を考える会、NPO法人人身取引サポートセンター ライトハウス、一般社団法人セーファーインターネット協会

【有識者】 青山薫 神戸大学大学院国際文化学研究科教授（社会学）、矢野恵美 琉球大学大学院法務研究科教授（刑事法）、小西聖子 武蔵野大学人間科学部長（心理学・精神医学）

【地方公共団体】 愛知県　　【関係省庁】 警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省

＜開催日程＞第82回（平成28年6月30日）、第83回（平成28月9月12日）、第84回（平成28年11月15日）、第85回（平成28年12月13日）

○第86回会議（平成29年2月8日開催）で報告書案について検討 ⇒平成29年3月14日取りまとめ・公表

Ⅰ 「JKビジネス」の状況

「JKビジネス」とは

- ○ 女子高校生（JK）など、児童の性を売り物とする営業
- ○ 健全な営業を装いながら、性的なサービスを提供させるものが存在
- ○ 大都市を中心に、「散歩」等多様な形態で出現

「JKビジネス」の危険性

① 児童が危険性を十分認識しないまま、接近する。

② 重大な性被害等につながる。

③ 性に関する判断力の低下、金銭感覚の欠如を招く。

④ 個人情報流出やトラブルの原因となる。

「JKビジネス」の被害状況等

≪被害事例≫

- ○ 強制わいせつ（刑法）
- ○ 児童買春（児童買春・児童ポルノ法）
- ○ 反倫理的性交（東京都青少年健全育条例）
- ○ つきまとい（ストーカー規制法） 等

≪営業者の検挙状況≫

- ○ 労働基準法違反（危険有害業務の就業制限）
- ○ 風俗営業適正化法違反（年少者に関する禁止行為）
- ○ 児童福祉法違反（児童に淫行をさせる行為） 等

≪相談事例≫

- ○ 性被害に遭った。
- ○ 客に自分のことをインターネットのサイトに書き込まれた。
- ○ 辞めたいのに辞められない。
- ○ 客に何度もつきまとわれた。 等

「JKビジネス」の被害者の傾向とそれを取り巻く環境

≪被害者が抱える困難≫

○様々な理由から次の困難を抱えている状況が見られる。

① 家庭に「居場所」がない。

② 学校に「居場所」がない。

③ 経済的困難を抱えている場合がある。

④ 発達障害や心身の障害などの障害がある人が少なくない。

≪被害者を取り巻く環境≫

○気軽にお金を稼ぐことができると思わせる方法で勧誘

① 「居場所」がない少女に対するスカウトの声かけ

② 求人サイト等を通じた勧誘

③ 「居場所」の提供

④ 友人からの勧誘

≪被害者の傾向≫

○危険性の認識不足、公的支援等に結び付きにくい。

① 危険性についての認識が低い。

② 自分の大切さを認識していない。

③ 公的支援等に結び付きにくい。

④ 居場所等を提供されて、依存していく。

Ⅱ　アダルトビデオへの出演強要の状況

アダルトビデオへの出演強要の問題

○　若年層の女性が、契約後、アダルトビデオに出演すると分かり断ろうとしても、高額な違約金、親等にばらす等言われ、本人の意に反して出演を強要される事例（H28.3 HRN報告書）

被害状況

≪警察への相談件数≫
平成26年から同28年までに、25件

≪検挙事例≫
労働者派遣法違反（有害業務派遣等）　等

≪民間団体への相談事例≫
○　出演したアダルトビデオの回収、ネット上の画像の削除、販売停止をしてほしい。
○　騙されてアダルトビデオに出演してしまった。
○　違約金を請求されて困っている。

アダルトビデオへの出演強要に至る経緯

○　スカウトから勧誘を受ける際やプロダクションとの契約の際、アダルトビデオへの出演があると説明を受けていない。
○　契約書等をよく読む時間を与えられない。控えもない。
○　断ろうとしても、長時間説得され、高額の違約金の請求や実家・学校に話す等と言われ、断りきれない。
○　1度出演すると、更に断れなくなる。
○　映像が、本人の意に反して、繰り返し、使用・流通される。

アダルトビデオへの出演強要の危険性

○　衆人環視のもとで性行為を強要される。
○　身体的、精神的な被害を受ける。
○　1度出演すると、抜け出すことが困難となる。
○　映像が繰り返し使用、流通されることによる二次被害に悩み、苦しみ続ける。
○　家族、友人、学校、職場などに知られないかとおびえ続ける。
○　知られることにより、人間関係が壊れる、職場にいづらくなる。

アダルトビデオへの出演強要の被害者の状況

①　若年層の女性が多い。（18歳～20歳代前半に集中）
・社会経験が少なく、危険性に対する判断力や対応力の未熟さ、法律を知らないこと、困窮等に付け込まれる。

②　被害が顕在化しにくい。

ア　人に話せず、孤立しやすい。
・　恥ずかしさや後ろめたさ、周囲から誤解される恐怖等の思いから、誰にも相談できない。
・　被害を忘れるため、考えることをやめ、結果として問題を長引かせ、深刻化する。

イ　事業者に孤立させられる。
・　親や家族から引き離し、孤立化させる。

ウ　公的支援等に結び付きにくい。
・　相談先が分からない、孤立しているため、被害者支援の情報が入らない。

Ⅲ　国民や若年層の意識

若年層を対象とした性暴力被害等の実態把握のためのインターネット調査（平成29年2月内閣府男女共同参画局）

■時期・対象：平成28年12月、15歳（中学生除く）～39歳の女性（調査会社のモニタ会員。事前調査n=20,000、本調査n=2,575）

≪問題の認知状況≫

○　モデル・アイドル等の勧誘等をきっかけに、同意していない性的な行為等の撮影に応じるよう求められる問題があることについて聞いたことがあるのは40.2%（n=20,000）。

≪勧誘等の状況契約の状況≫

○　モデル・アイドル等の勧誘を友人・知人から受けた場合、「詳細情報を確認した」人、「個人情報を伝えた」人が多かった。

○　モデル・アイドル等の勧誘等をきっかけに契約（書類へのサイン・口頭での約束等）した人は約1割（n=2,575、197人）。

○　契約した時の年齢は、10代～20代前半が多かった。

≪同意していない性的な行為等の撮影≫

○　契約後、契約時に聞いていない・同意していない性的な行為等の写真や動画の撮影に応じるよう求められた経験がある人は26.9%（n=197、53人）。このうち、求められた行為を行った人は32.1%（n=53、17人）。

≪相談状況≫

○　性的な行為等の撮影を求められたことを相談した人は34.3%（n=105、36人）。相談先は、「友人・知人」（50.0%）、「家族・親族」（25.0%）、「交際相手」（16.7%）の順に多い。「学校の教員・スクールカウンセラー」（8.3%）、「公的相談機関」（8.3%）、「警察」（5.6%）、「民間の相談機関」（2.8%）は、いずれも1割以下。

○　相談しなかった理由（n=69人）は、「相談するのが恥ずかしかった」（39.1%）、「家族、友人・知人等に知られたくなかった」（21.7%）、「自分の責任なので、自分でなんとかしなくてはいけないと思ったから」（20.3%）、「自分にも悪いところがあると思ったから」（18.8%）。

男女共同参画社会に関する世論調査（平成28年10月内閣府大臣官房政府広報室）

■時期・対象：平成28年9月、全国の18歳以上の男女（n=3,059）

○　「JKビジネス」の問題の原因
- 保護者、家庭の問題（21.2%）
- 「大人の問題」（20.7%）、「社会風潮の問題」（18.9%）

○　「JKビジネス」による被害防止のために必要なこと。
- 保護者や学校が、子供に対し教育を行うこと（62.6%）
- 困った時に相談できる窓口を設けること（54.8%）
- 取締りや規制を強化すること（52.6%）

いわゆるJKビジネスにおける犯罪防止対策の在り方に関する報告書（平成28年5月いわゆるJKビジネスにおける犯罪防止対策の在り方に関する懇談会（警視庁））

■調査時期・対象：平成28年3月、都内の女子高校生等（n=515）

○　「JKビジネス」で働くことについて、どう思うか。
- お金に困ってのことだからしょうがない(23%)
- 自分の今や将来を考えたらしてはいけない仕事（59.4%）
- こうした仕事を続けていると、いつの間にか風俗の世界につながってゆくかもしれない(56.3%)、危険ドラッグなどの世界につながってゆくかもしれない(47.8%)

■対象：警視庁において、各種法令で摘発した「JKビジネス」の店舗で働いていた女子高校生等（n=78）

○　働くようになったきっかけは、「お金が欲しかった」、「友人の誘い」が多い。働き続けた理由は「お金が欲しかった」が多い。

○　お店を知ったきっかけは、「友人の誘い」、「インターネット」が大半。

○　「JKビジネス」で働いていることを、学校や保護者のほとんどが認知していない。

Ⅳ 取組状況

行政機関

① 法令に基づく厳正な取締り等の推進【警察庁】

- ○ 法令に基づく厳正な取締り、補導活動等の推進
- ○ 相談への適切な対応の推進
- ○ 地方公共団体における取組（条例の整備等）

② 教育・啓発【内閣府、法務省、文部科学省、厚生労働省等】

- ○ 児童、生徒に対する教育・啓発
- ○ 若年層の女性に対する教育・啓発
- ○ 家庭、保護者等に対する教育・啓発
- ○ 社会全体に対する啓発
- ○ 相談員、支援者に対する研修、教育・啓発

③ 相談体制【内閣府、警察庁、消費者庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

学校、関係機関の各相談窓口による対応

④ 保護・自立支援【厚生労働省】

- ○ 児童相談所への通告、婦人相談所への相談
- ○ 児童相談所による保護等
- ○ 婦人相談所等による保護、自立支援

⑤ インターネット上の違法・有害情報、人権侵害情報の削除等に関する取組【警察庁、総務省、法務省】

- ○ インターネット上の違法・有害情報の通報の受付、制度的な環境整備、民間事業者による適正な対応の推進、人権侵犯事件に対する取組

民間団体

○ 若年層の女性に対する支援

- ・ 夜間巡回、相談事業、同行支援等、被害者に対する支援
- ・ 啓発活動、情報発信等

○ インターネット上の違法・有害情報の削除の支援

業界団体・関係者団体

- ○ アダルトビデオに関連する**業界団体による、業界の健全化と透明性の向上に向けた取組**
- ○ アダルトビデオの出演者等の**同業者団体による、人権擁護、業界の健全化に向けた取組**

Ⅴ　今後の課題

○関係各府省庁は、更なる実態把握を始め、以下の各課題について検討を行い、着実に実施。

○現在悩み苦しんでいる被害者の支援及び今後の新たな被害者を生まない観点も踏まえ、各課題に係る施策のうち、速やかに取り組む必要がある又は取り組むことができるものについては、相互に連携し、スピード感を持って対応。

○更なる実態把握その他の各課題に係る施策の進捗状況等を踏まえ、法的対応も含め、被害の予防及び回復に向けた必要な対策について検討する必要。当専門調査会では、随時、進捗状況のフォローアップを実施。

≪今後の課題≫

① 更なる実態把握

② 取締り等の強化

- 厳正な取締りの徹底
- 被害者の補導、適切な保護及び支援の推進
- 若年層の性的な暴力の被害に係る取組状況の把握と情報の共有の推進

③ 教育・啓発の強化

- 児童、生徒等が被害者とならないための教育等の推進
- 家庭や学校に対する支援
- 被害者やその関係者に届く情報発信、広報啓発等
- 社会全体や各地域に対する啓発

④ 相談体制の充実・強化

- 相談窓口の周知、環境整備
- 相談員の対応能力の向上、関係機関等の連携構築
- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進
- 相談・支援体制の在り方の検討

⑤ 保護・自立支援の取組強化

- 若年層やその家族への支援
- 若年層が感じる不安などを踏まえた適切な保護の推進
- 婦人保護事業の在り方の見直し
- 中長期的な支援の在り方について検討

「その契約、大丈夫??」

AV出演強要・「JKビジネス」等の被害にご注意ください。

平成29年4月は「AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間」です！

近年、若い女性がアダルトビデオ（AV）への出演を強要されたり、「JKビジネス」と呼ばれる営業により性的な被害に遭ったりする問題が発生しています。特に4月は、生活環境が大きく変わる時期で、こうした被害に遭うリスクが高まることが予想されます。そのため、**4月を「AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間」としました。**

こうした問題に関する政府の情報サイトが開設されています。もし、困っている場合は、下記URLを参照いただくとともに、最寄りの警察署等の相談窓口（裏面参照）に相談してください。

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する啓発サイト

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/index.html

●JKビジネス

- 女子高校生（JK）などの性を売り物とする営業。
- 健全な営業を装いながら、性的なサービスを提供させるものがある。
- 大都市を中心に、「リフレ」、「散歩」等の多様な形態で出現。

●AV出演強要問題

「モデルにならないか」などと声をかけられた女性が、AVに出演するという認識がないままプロダクション等と契約。その後、断ろうとしても、「高額な違約金」、「親にばらす」、「契約だから」と脅され、本人の意に反して出演を強要される問題。

文部科学省

お問い合わせ　文部科学省 生涯学習政策局 男女共同参画学習課：〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
電話：03-6734-3073　FAX：03-6734-3719

相談窓口一覧

警察相談専用電話

発信地を管轄する各都道府県の警察本部等の総合窓口に直接つながる。相談者のプライバシーの保護や心情・境遇などに配慮しながら相談に対応。

連絡先

☎ #9110（最寄りの警察署でも受付可）

最寄りの警察署

アダルトビデオ出演強要に関する各種トラブル等に関する相談

連絡先

各都道府県の警察本部にお問い合わせください。

日本司法支援センター（法テラス）

様々な法的トラブルの解決に役立つ適切な法制度や相談窓口を紹介。

連絡先

1 法テラス・サポートダイヤル
☎ 0570-078374
（IP電話：03-6745-5600）

2 多言語情報提供サービス
☎ 0570-078377
対象：外国語（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、※タガログ語）を話される方
※タガログ語は平成29年4月3日から対応開始

3 全国の法テラス事務所（法テラス・サポートダイヤル又はウェブサイトで最寄りの事務所を御確認ください）

違法・有害情報相談センター

インターネット上の違法・有害情報に対し適切な対応を促進する目的で、関係者等からの相談をウェブフォームで受け付け、対応に関するアドバイスや関連の情報提供等をメールで行なう相談窓口。（総務省支援事業）

連絡先

インターネット上の相談フォーム
（URL：http://www.ihaho.jp/）

子どもの人権110番

子どもの人権問題に関する相談窓口。関係機関と連携して被害児童の保護など、被害の救済を図る。

連絡先

☎ 0120-007-110

児童相談所

児童福祉法第12条に基づき設置され、子どもに関する家庭、その他から、子どもが有する問題等について相談に応じ、必要に応じた措置を行う。

連絡先

☎ 189 ※最寄りの児童相談所につながります。

女性の人権ホットライン

女性の人権問題に関する相談窓口。関係機関と連携して被害女性の保護など、被害の救済を図る。

連絡先

☎ 0570-070-810

女性センター（男女共同参画センター等）

女性に対する暴力を始め、女性が抱えるさまざまな問題に関する情報提供や相談等（施設によって対応内容が異なります。詳細はそれぞれの女性センターにご確認ください。）

連絡先

詳細はそれぞれの女性センターにお問い合わせください。

婦人相談所

売春防止法第34条に基づき、各都道府県に設置されており、要保護女子に関する各般の問題について相談や一時保護等を実施。配偶者からの暴力、ストーカー、人身取引等の被害者への支援を対応。

連絡先

最寄りの自治体にお問合せください。

総合労働相談コーナー

あらゆる労働問題の相談についてワンストップで対応し、労働関係法令の違反が疑われる場合は行政指導等の権限を持つ担当部署に取り次ぐ。

連絡先

最寄りの各都道府県労働局、労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナーへお問合せください。

女性活躍加速のための重点方針２０１６

平成28年5月20日　全ての女性が輝く社会づくり本部決定　（関係部分抜粋）

Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現

1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

（4）女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

① 暴力の実態が的確に把握できるデータ等の在り方について検討する。

被害者への効果的な支援施策に資するための広報・周知方策について検討する。

児童の性に着目した新たな形態の営業など、若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえ、その実態把握に取り組むとともに、若年層に対する啓発活動、教育・学習の充実を図る。

児童の性的搾取等に係る対策を推進する。

学校安全教室の推進

前年度予算額　64百万円
29年度予算額(案)　40百万円

・通学路で子供たちが巻き込まれる事件　・交通事故の発生　・学校への不審者の侵入
・地震や風水害などの自然災害の発生　・事件、事故発生時の初期対応

指導者養成研修

【防犯教室】

【講習会の内容】
防犯訓練による学校への不審者侵入時の子供の安全確保の方法　など

【防災教室】

【講習会の内容】
防災訓練等による自然災害発生時の適切な避難方法、子供とつくる地域防災マップの事例　など

【交通安全教室】

【講習会の内容】
道路交通法の改正のポイントを踏まえた学校における自転車教室での効果的な指導方法　など

学校安全教室の講師となる教職員等に対する指導法等の講習会を実施するとともに、事故対応に関する研修及び心肺蘇生法実技講習会等の教職員等に対する研修を実施する。

教職員研修

【事故対応に関する講習会】

【講習会の内容】
事故発生時の初動対応や事後対応等の学校の危機管理の在り方に関すること、再発防止を含む事故防止対策に関すること、第三者委員会などの検証組織の必要性・在り方に関することなど

【心肺蘇生法実技講習会】

(ＡＥＤの取扱いを含む。)

【講習会の内容】
蘇生法訓練用人体模型（シミュレーター）を用いた実技講習　など

【リーフレット作成】
小学校低学年向け学校安全教室用リーフレットを作成・配布

・教職員等の安全に関する指導力及び安全対応能力の向上
・児童生徒等が危険を予測し、回避する能力の向上

資料3-2

ヒアリング項目：女性に対するあらゆる暴力の根絶

担当府省：文部科学省

○第４次男女共同参画基本計画の関連する分野：

第７分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
3 ストーカー事案への対策の推進
4 性犯罪への対策の推進
5 子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
6 売買春への対策の推進
7 人身取引対策の推進
8 セクシュアルハラスメント防止対策の推進
9 メディアにおける性・暴力表現への対応

○「女性活躍加速のための重点方針2015」及び「女性活躍加速のための重点方針2016」での該当施策：

	施策名	予算額（千円）
2015	防犯教育の充実及び推進（学校安全教室の推進）	（２８年度当初予算） 63,858の内数
2016	防犯教育の推進（学校安全教室の推進）	（２９年度予算） 39,942の内数

○第４次男女共同参画基本計画における関連する政策領域目標及び成果目標：

★は政策領域目標を示す。

【第７分野　女性に対するあらゆる暴力の根絶】

項目	計画策定時	最新値	成果目標（期限）
配偶者からの被害を相談した者の割合（男女別）	**男性：16.6%** **女性：50.3%** （平成26年）	**男女計：37.2%** **男性：16.6%** **女性：50.3%** （平成26年）	**男性：30%** **女性：70%** （平成32年）
配偶者からの暴力の相談窓口の周知度（男女別）	**男性：30.4%** **女性：34.3%** （平成26年）	**男女計：32.4%** **男性：30.4%** **女性：34.3%** （平成26年）	**男女とも70%** （平成32年）
市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	**88 か所** （平成27年11月）	**98か所** （平成28年11月）	**150か所** （平成32年）
行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数★	**25か所** （平成27年11月）	**35か所** （平成28年12月）	**各都道府県に最低１か所** （平成32年）

【女性活躍加速のための重点方針2015】

通し番号（注1）	項目（注2）	担当府省	該当施策名	施策の背景・目的（注３）	当該施策の概要（注３）	関係予算（千円）			法令・制度改正機構定員その他	重点方針2016通し番号（施策名）（注4）
						27年度当初予算	27年度補正予算	28年度当初予算		
108	3-(6)-③	文部科学省	防犯教育の充実及び推進（学校安全教室の推進）	車で連れ去られ監禁被害に遭う等、子供が登下校中に巻き込まれる事件・事故等が依然として発生しているため、学校における防犯教育を充実させ推進していく必要がある。	学校における防犯教室をはじめとする学校安全教室の講師となる教職員に対する講習会等を実施し、教職員の指導力の向上を図るとともに、小学校低学年向けリーフレットを作成・配布することによる効果的な防犯教育の推進を支援。	43,805の内数	－	63,858の内数	－	101（防犯教育の推進（学校安全教室の推進））

（注１）「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度政府予算内容等について」（平成28年１月）での整理上の番号を示す。

（注２）「女性活躍加速のための重点方針2015」（平成27年６月26日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）の記載箇所を示す。
なお、＊を付した項目については「女性活躍加速のための重点方針2015の『４．暮らしの質の向上のための取組』について」（平成27年６月26日すべての女性が輝く社会づくり本部幹事会申し合わせ）の記載箇所を示す。

（注３）「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度政府予算内容等について」（平成28年１月）における記載内容である。

（注４）「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について」（平成29年2月）での整理上の番号及び施策名を示す。

【女性活躍加速のための重点方針2016】

通し番号（注１）	項目（注2）	担当府省	該当施策名	施策の背景・目的（注3）	当該施策の概要（注3）	政策手段				
						関係予算（千円）				法令・制度改正 機構定員 その他
						28年度 当初予算	28年度 二次補正 予算	29年度 予算	対28年度 増減額	
101	Ⅱ１(4)①	文部科学省	防犯教育の推進 （学校安全教室の推進）	車で連れ去られ監禁被害に遭う等、子供が登下校中に巻き込まれる事件・事故等が依然として発生しているため、学校における防犯教育を充実させ推進していく必要がある。	学校における防犯教室をはじめとする学校安全教室の講師となる教職員に対する講習会等を実施し、教職員の指導力の向上を図るとともに、小学校低学年向けリーフレットを作成・配布することによる効果的な防犯教育の推進を支援。	63,858 の内数	-	39,942 の内数	-	-

（注１）「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について」（平成29年2月）での整理上の番号を示す。

（注２）「女性活躍加速のための重点方針2016」（平成28年5月20日　すべての女性が輝く社会づくり本部決定）の記載箇所を示す。

（注３）「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について」（平成29年2月）における記載内容である。